



これからのどうなる日本の政治と経済	1
中小企業向け 「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」のご利用を	1
10月1日からごみの分け方が変わりました!	2
文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例を制定しました	2
(社)本郷法人会源泉部会主催 経済講演会	2
ハローワーク飯田橋からのお知らせ	3
定年引上げ等奨励金のご案内	3
平成20年度東京都知事表彰(技術振興功労表彰)受賞	4
文京区技能名匠者認定事業7周年「77人の匠」	4
文京区今期の特徴点	5
特別調査「中小企業の環境問題への取組みについて」	6

<p>文京産業ニュース</p> <h1>ビガール</h1> <p>Vigor</p>	<p>文京産業ニュース 94</p> <p>編集・発行 本紙掲載記事に関するお問い合わせ先 文京区民部経済課 〒112-8555 文京区春日 1-16-21 TEL 5803-1173 FAX 3818-2600 http://www.bun-net.ne.jp/</p>
--	---

「vigor/ビガール」とは、英語で元気・活力、またラテン語で生き生きしているという意味があります。

産業振興セミナー 経済講演会

これからどうなる日本の政治と経済

主催：文京区・文京区しんきん協議会・東京商工会議所文京支部

毎年文京区では、文京区しんきん協議会、東京商工会議所文京支部との共催により、区内中小企業の経営者や社員、及び区民を対象に「経済講演会」を開催しております。今回の講演会では、元財務大臣で現在は東洋大学総長としてご活躍の塩川正十郎氏をお招きし、「これからどうなる日本の政治と経済」について語っていただきます。

◆講師 東洋大学 総長 塩川正十郎 氏



◇塩川正十郎氏のプロフィール

1921年大阪府布施市（現東大阪市）生まれ。
1944年慶応義塾大学経済学部卒業。1964年布施市助役兼3市合併事務局長。
1967年衆議院議員に初当選。以後11回当選。運輸大臣、文部大臣、内閣官房長官、自治大臣・国家公安委員会委員長。自由民主党憲法調査会長、税制調査会長、総務会長等を歴任、2001年小泉内閣誕生と共に財務大臣に就任。2003年10月政界引退。現在東洋大学総長、関西棋院理事長、日本相撲協会運営審議会委員、自由国民会議代表等数々の要職を務める。

著書：「佳き凡人をめざせ」 対談集「日本の心」

- ◆日時：平成21年2月24日（火）午後2時30分～午後4時
- ◆会場：文京シビックホール小ホール（文京シビックセンター2階）
- ◆対象：区内在住者又は在勤の方
- ◆定員：100名
- ◆参加費：無料
- ◆申込方法等の詳細につきましては、区報（12月25日号）にてお知らせいたします。

◆問合せ先 文京区経済課産業振興係（文京区春日1-16-21）
TEL：03-5803-1173

中小企業向け「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」のご利用を

最近3ヶ月の売上高等が対前年同期比3%以上減少している事業者で、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の対象業種を営んでいる場合には「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」または「セイフティーネット保証制度」が利用できます。10月31日から対象業種が545業種に拡大されました。

また、あわせて金融機関から低利で借入れができる区の「緊急事業資金」の融資あっせんも利用できます。詳細は下記へご相談ください。

◆問合せ先 文京区経済課産業振興係 TEL：03-5803-1173

お買い物は文京区で!!

文京区事業系有料ごみ処理券を利用している事業者の方へ 10月1日からごみの分け方が変わりました!

10月1日からプラスチック・ビニール製品、ゴム製品及び皮革製品のごみ分別が「可燃ごみ」となりました。

9月中旬に新しい「ごみと資源の分け方・出し方」冊子を全戸配布いたしましたので、詳細はそちらでご確認ください。もしお手元に届いていない場合は、お手数ですが文京清掃事務所までご連絡ください。

文京清掃事務所 TEL:03-3813-6661

- * 事業所から排出される「資源ごみ」も有料です!
必ず事業系有料ごみ処理券を貼付して排出してください。

【注意】 廃棄物処理業者にごみ処理を委託されている事業者の方は、ごみの分別方法に変更はありません。



文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例を制定しました

歩行者の安全確保及び地域環境美化の観点から、公共の場所における喫煙マナーの一層の向上を図り、区全域を対象とした対策を推進するため、平成20年第3回文京区議会定例会において、歩行喫煙等の禁止に関する条例が制定されました。

●条例の主な内容

- * 区内全域について、道路・公園等の公共の場所（屋外に限る。）では、歩きタバコ及び吸い殻のポイ捨てを禁止します。
- * 区長が指定する重点地域においては、指定の喫煙場所以外での路上喫煙を禁止します。
- * 歩きタバコ及び吸い殻のポイ捨てや、重点地域での路上喫煙を行った者に対しては、その行為の是正又は中止を指導・勧告することができ、勧告に従わない場合にはその旨を公表することができるようになります。
- * 区、区民等、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が相互に連携・協力して、喫煙マナーの向上及び地域の環境美化の促進のための取組を推進していくこととします。

※現在、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、「路上喫煙禁止地区」に指定されている春日駅・後楽園駅・水道橋駅・飯田橋駅の周辺地区及び本郷2・3丁目、湯島1～4丁目（一部除く）については、平成21年4月1日以降も引き続き本条例に基づく「重点地域」として、地域内での路上喫煙を禁止します。

●施行期日

平成21年4月1日

●条例に関する問合せ

文京区資源環境部 環境対策課 路上喫煙対策担当
TEL:03-5803-1828 FAX:03-5803-1362

(社)本郷法人会源泉部会主催 経済講演会

- 【テーマ】 国際化がすすむ日本経済と中小企業経営の展望
- 【日時】 平成21年1月19日(月) 午後4時～午後5時30分
- 【会場】 ホテル機山館(文京区本郷4-37-20)
- 【講師】 時事総合研究所客員研究員 小関哲哉氏
- 【対象】 区内在住・在勤・在勤者
- 【定員】 50名(申込順・参加費は無料)
- 【お申込み方法】 本郷法人会ホームページより用紙をダウンロードしてお申込みください。
- 【問合せ】 〒113-0033 文京区本郷3-26-8
TEL:03-3812-0595 FAX:03-3815-2401
URL: <http://www.hongohojin.or.jp>



ハローワーク飯田橋からのお知らせ

①ご存じですか?障害者雇用率制度について

「障害者の雇用促進等に関する法律」において、民間企業では常用雇用労働者数の1.8%に相当する人数の障害者雇用が義務づけられています。民間企業の障害者雇用率は、年々上昇しています。中小企業においても身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用が進んでいます。法定雇用率1.8%以上の障害者を雇用することは、「企業における社会的責任」を果たすとともに企業のイメージアップにもつながります。障害者の雇用にご理解とご協力をお願いします。

②高齢者雇用確保措置の早期導入について

平成20年6月1日現在の雇用状況報告においては、改正高齢者雇用安定法に基づき63歳までの雇用確保措置(定年延長または継続雇用制度等)が講じられている民間企業は、全国・東京都とも96.2%に達しています。未だに63歳ま

での確保措置が為されていない企業につきましては、早急に導入をお願いします。また、平成25年4月1日までは、65歳以上の確保措置(定年の引き上げ、継続雇用制度の導入)を行うこととなっておりますので、早期にご検討ください。

③中小企業を対象とした助成金の活用を!

65歳以上への定年引上げや希望者全員70歳以上までの継続雇用制度を導入した企業には、「中小企業定年引上げ等奨励金」が支給されます。その他にも、「70歳定年引上げ等モデル企業助成金」や「中小企業高齢者雇用確保実現奨励金」もありますのでご活用ください。

【問合せ先】

①及び②について

ハローワーク飯田橋 雇用指導部門 03-3812-8781

③について (社)東京都雇用開発協会 03-3296-7221

高齢者雇用を支援します! 定年引上げ等奨励金のご案内

高齢者雇用確保措置に係る義務化年齢は、改正高齢者雇用安定法に基づき、年金(定額部分)の支給開始引上げ年齢スケジュールにあわせ、65歳に引上げられることになっております。そこで「65歳までの安定した雇用の確保」の取組を行う団体と、定年の引上げ等を図った事業主に対して**奨励金**を支給していますのでご活用ください。

事業主団体の皆様には

①中小企業高齢者雇用確保実現奨励金

傘下の中小企業事業主に対する高齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体に対し、支給されます!!

事業主団体の規模(傘下企業数)	総支給上限額(万円)	前期支給上限額(万円)	後期支給額
30~100	100	50	事業実施後の確保措置の導入率に応じ支給
101~200	200	100	
201~	300	150	

事業主の皆様には

②中小企業定年引上げ等奨励金

「65歳以上への定年引上げ」又は「定年の定め廃止」の場合に加え、「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入」の場合にも支給されます!!

支給対象事業主

(1) 60歳以上65歳未満の定年を定めている中小企業事業主

- 65歳以上への定年の引上げ
- 定年の定め廃止
- 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

(2) 65歳以上70歳未満の定年を定めている中小企業事業主

- 70歳以上への定年の引上げ
- 定年の定め廃止
- 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

支給額(万円)		定年引上げ(65歳以上70歳未満)	定年引上げ(70歳以上)又は定年の廃止	希望者全員70歳以上継続雇用制度の導入
60歳以上 65歳未満	1~9	40	80	40
	10~99	60	120	60
	100~300	80	160	80
65歳以上 70歳未満	1~9	-	40	20
	10~99	-	60	30
	100~300	-	80	40

○奨励金のお問い合わせは、ハローワーク又は(社)東京都雇用開発協会へ(TEL:03-3296-7226)

ホームページ <http://www.tokyo-koyoukaiatsu.or.jp>

平成20年度東京都知事表彰 (技術振興功勞表彰) 受賞



田中 義男
(株)タナカ化学研究所
代表取締役社長

〒113-0033
文京区本郷 4-12-16
TEL : 03-3816-0451

<業績内容>

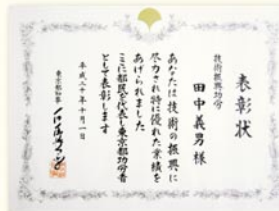
IC回路を使った製品の開発が進んだ昭和50年代当時、製品を発泡スチロールで梱包し海外へ輸出した際、静電気による故障が相次いだ。そのため梱包材表面に帯電防止剤を塗る方法がとられていたが、工程が煩雑で、コストが高かった。そこで、新たな薬剤、方法による製造法を開発。この発明により生産効率及び帯電防止効果に優れた発泡性樹脂製品の製造が可能になった。
(発泡性樹脂の発泡方法 昭和59年3月20日 アメリカ特許取得、昭和61年12月24日 日本特許取得)
現在、音響製品、カメラ、家電等IC回路を使った製品の梱包材のほとんどにこの技術が使われており、産業の発展と都民生活の向上に多大に貢献している。

<受賞に際して>

文京区からのご推薦により、静電気防止法の技術で、東京都技術振興功勞賞を頂き、心より感謝しております。
好きな研究をし、楽しく仕事をしながら名誉ある賞を受賞できた事に驚いており、これもひとえに皆様方のご援助の賜物と御礼申し上げます。
これからも、今までに培った技術を基に、花粉飛散の防止や海水の淡水化等、皆様のお役に立つ研究を続ける所存です。
問題点が解れば、解決法は有るものです。何でもお気軽にご相談下さい。



東京都功勞者表彰記念 銀杯



Oaクリーナー、アンチスタ80S(プラスチック帯電防止)、ダッシュSL-10(油の汚れ落とし)等も取り扱っています。



井上 政昭
(株)スカイネット
代表取締役社長

〒113-0034
文京区湯島 2-16-9-302
TEL : 03-3814-1133

<業績内容>

新生児・乳幼児のSIDS(乳幼児突然死症候群)は、いまだ原因が究明されていない。
そのため、子どもを寝かせるベッドのマットレスの下に設置することにより、超高感度センサーが呼吸データを記録、万が一呼吸が停止した場合には警報を鳴らす一新生児・乳幼児用無呼吸モニタ「ネオガード」を開発。
(無呼吸検出装置 平成19年2月9日 日本特許取得)
SIDSから子どもを守るため、大学病院を始め多数の医療機関、乳幼児施設で使用されており、少子社会への貢献度は多大である。
今後この無呼吸検出装置は、成人の無呼吸症候群や徘徊老人の事故防止にも役立てることが可能で、各業界から注目されている。

<受賞に際して>

このたび文京区のご推薦により、東京都技術振興功勞賞をいただくことができ、身に余る光栄です。
40年以上医療機器の開発に専念し、数多くの製品を世に出してまいりましたが、どの程度社会に貢献できたかどうかは、自信がありません。しかし、幸いなことに今日まで、生命に関わる事故や不具合がなかったことに、ほっとしております。これを機に、今後は、人材教育や技術振興にも力を入れていきたいと思っております。



新生児・乳幼児用無呼吸モニタ「ネオガード」の検出マット、モニタ本体

文京区技能名匠者認定事業7周年

「77人の匠」

平成14年度から始まりました「文京区技能名匠者認定事業」は、今年で7年目を向かえました。この間に「77人」の文京区技能名匠者が誕生しました。

この77人の卓越した技とすばらしい作品を一堂に会い、匠たちの業績を顕彰いたします。文の京の匠たちの技の粋を、ぜひ見ていただきたいと思います。

同時に実演・販売も行います。

[日時] 12月11日(木)~12日(金)
午前10時~午後6時
[会場] 文京シビックセンター1階
ギャラリーシビック・アートサロン

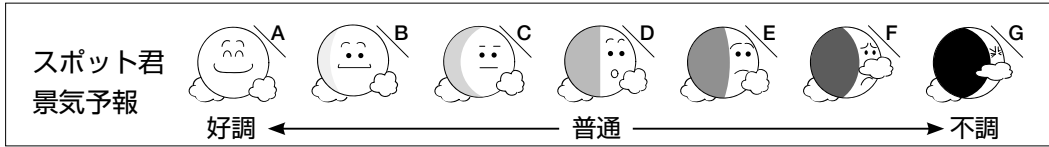
技能名匠者とは

永く同一職業に従事し、経験が豊かで、物を作る技術が非常に優れ、その製作物は信頼性があり、かつ、後進の指導及び育成に積極的な方です。

© 経済課産業振興係 TEL : 03-5803-1173

文京区今期の特徴点

平成20年 7月～9月
 調査時期 20年9月中旬
 調査方法 面接聴取



有効回答事業所数	
製造業	121
小売業	55
サービス業	46

製造業はさらに悪化し、小売業、サービス業も厳しさが続く

製造業



製造業全体の業況は3期連続で悪化している。売上額は前期よりマイナス幅が拡大し、受注残も減少した。収益は前期を下回り、売上額とともに過去2年で最悪を記録した。分野別にみると、「繊維工業、衣服・その他の繊維製品」の業況は前期よりさらに悪化、「出版、印刷、製版、製本業」もわずかに悪化している。前期まで好調であった「精密機械器具」の業況は、一転して大きく悪化した。

販売価格はわずかに上昇に転じた。原材料価格は、前期に引き続きここ2年間で最高値となっている。原材料在庫は多少の増加がみられるが、引き続き適正水準にある。

このように、原材料価格の上昇分を一部販売価格に転嫁していても、全体の売上額が低下し収益が減少する状態になっている。資金繰りは、厳しさが増している。「借入をした」企業割合は19%で、前期と同程度である。

経営上の問題点は「売上の停滞・減少」が46%で1位、「原材料高」が36%で2位、「同業者間の競争の激化」が35%で3位、「利幅の縮小」は29%で4位となった。順位は前期の2位と3位が入れ替わり、このところの原材料高という経済実態を反映する結果となっている。

重点経営施策は、「経費を節減する」が61%で前期に続き1位となり、次いで「販路を広げる」が51%で2位、「新製品・技術を開発する」は17%で3位、「情報力を強化する」が13%で4位となった。

小売業



小売業の業況は、前期同様厳しい状況である。売上額も引き続き厳しいまま推移している。収益は、やや持ち直してはいるが、依然としてマイナス値のままであり、厳しい状況は続いている。分野別にみると「衣服・呉服・身の回り品」の業況と収益は、厳しい状況ではあるものの大幅に持ち直し、2期前の状態に戻った。「食料品」の業況は、水面下に落ち込んだままではあるが、4期連続で横這い状態である。一方、「家電・家庭用機械」は2期連続で悪化が進み、深刻さが広がっている。

小売業全体の販売価格は、前期に一旦持ち直したが、再び下降へ転じ水面下に落ち込んだ。一方で、仕入価格は大幅に下降した。

在庫数量はやや減少し、適正水準を維持している。資金繰りは依然苦しいものの、大幅に改善されている。しかし、借入難易度は大変厳しい状況である。

経営上の問題点は、前期同様1位が「売上の停滞・減少」で44%、「同業者間の競争の激化」が35%で4位から2位に浮上、「大型店との競争の激化」が26%で3位となった。

重点経営施策は、「経費を節減する」が44%で1位、「品揃えを改善する」が42%で2位、「売れ筋商品を取り扱う」が27%で3位となって、順位は3期連続で変化がない。

サービス業



業況は、2期連続で悪化の度合いが増した。今期は前期の値を下回って直近8期の最悪値となった。売上額も前期から11ポイント下げて大幅に悪化し、収益も減少が強まっている。

料金価格は、前期に低下したまま水面下で推移した。一方で、材料価格は前々期、前期ほどではないが、依然として上昇傾向にある。

資金繰りは、前期から6ポイント下降し、苦しい状況が加速している。

経営上の問題点は、1位が前期と同じく「同業者との競争の激化」で59%、2位は「売上の停滞・減少」で46%、「取引先の減少」が15%で3位に浮上、「利幅の縮小」が13%で4位となった。

重点経営施策は、「経費を節減する」が46%で1位、「販路を広げる」が39%で2位、「技術力を強化する」が22%で3位となっていて、前期と順位の変動はない。

特別調査「中小企業の環境問題への取組みについて」

(2008年9月調査)

本調査結果の特徴

環境問題への取組みについて、9割の企業が「やや意識している」「特に意識していない」と答えており、意識はあまり高くない。取組み効果については「経費削減」期待が3割近くで最も多く、実施している取組みも「エネルギー等節約」が6割弱であり、費用削減につながる項目が上位を占めている。問題点では「費用負担」を挙げる企業が多く、調査中1/3の企業で行政に対しての資金補助を求めている。利益を圧迫せず、あるいは利益をあげつつ実現したいとする傾向にある。

問1 環境問題についての意識

単位 %

項目	総計	製造業	小売業	サービス業
1. 強く意識している	5.0	4.3	5.8	6.5
2. やや意識している	45.2	47.0	42.3	41.3
3. 特に意識していない	44.4	41.7	46.2	47.8
4. 全く意識していない	5.4	7.0	5.8	4.3

問2 環境問題取組によるプラス効果

項目	総計	製造業	小売業	サービス業
1. 自社のイメージアップ	23.4	20.2	19.6	32.6
2. 取引先の評価向上による受注増加	15.9	17.5	11.8	15.2
3. 環境配慮商品の販売で売上増加	5.9	7.9	2.0	4.3
4. 省エネルギーサイクルで経費削減	28.9	28.9	35.3	19.6
5. 産業廃棄物ゴミ削減で経費削減	25.9	24.6	31.4	23.9
6. 特に期待できない	28.9	30.7	27.5	30.4

問3 現在、実施している取組み

項目	総計	製造業	小売業	サービス業
1. エネルギー等節約 (節電・節水)	55.6	51.3	59.6	52.2
2. 簡易包装・無包装の励行	9.6	7.1	17.3	6.5
3. 用紙利用削減の励行	16.7	22.1	3.8	13.0
4. 冷暖房温度の適正化の励行	20.1	22.1	9.6	23.9
5. エコドライブの励行	7.1	8.0	7.7	4.3
6. 環境に配慮した原材料・製品導入	10.0	8.0	11.5	10.9
7. 廃材ゴミ等のリサイクル・再利用	11.3	10.6	11.5	10.9
8. 屋上・壁面緑化などの緑化対策	0.8	-	3.8	-
9. その他	-	-	-	-
10. 特に取組んでいない	24.7	27.4	19.2	28.3

問4 課題や問題点

項目	総計	製造業	小売業	サービス業
1. 費用負担が大きい	33.9	36.9	37.3	34.1
2. 取組むためのノウハウ・人材不足	36.9	36.0	41.2	43.2
3. 環境問題に対する情報が不足	19.3	21.6	15.7	15.9
4. 業務効率・生産性の低下	9.9	13.5	11.8	4.5
5. 取引先の協力・理解が得られない	3.0	3.6	-	2.3
6. 社内の協力・理解が得にくい	1.7	2.7	-	-
7. 取引先の要望レベルが高い	0.9	1.8	-	-
8. 環境問題は当社の業務に関係ない	4.3	7.2	2.0	2.3
9. その他	-	-	-	-
10. 特にない	32.2	29.7	27.5	34.1

問5 行政に対して希望する支援の内容

項目	総計	製造業	小売業	サービス業
1. 情報の提供 (法律面や技術面)	34.3	31.5	32.7	40.0
2. 公的な資金補助	36.9	40.5	46.2	31.1
3. 専門家等の派遣先や相談窓口の充実	7.2	9.0	7.7	4.4
4. 税制面の優遇措置の拡充	23.7	27.0	21.2	24.4
5. リサイクルシステムインフラ拡充	14.4	13.5	13.5	15.6
6. 排出量取引への対応支援	2.1	1.8	1.9	4.4
7. 法律・条例等の一層の拡充	3.8	1.8	5.8	2.2
8. 環境教育の充実	3.8	4.5	1.9	-
9. その他	0.4	-	1.9	-
10. 特に希望はない	29.2	33.3	19.2	24.4